

# **第17回 知的障害福祉士**

## **認定講習会・認定試験実施要項**

平成29年12月9日(土)～10日(日)

申し込み時の提出書類

1. 知的障害福祉士認定講習会・認定試験申込書
2. 実務経験証明書

※実務経験証明書は、過去に受験された方は提出の  
必要がありません。

# “知的障害福祉士資格について”

## —知的障害福祉士とは—

私たち対人援助専門職は、福祉サービス利用者の真のニーズを把握し、福祉サービス利用者が自らの問題を主体的に解決し、自らの人生を創造的に生きていくことを支援するという他者の生き方、人生を大きく左右するという重大な責任のある仕事です。

また、福祉サービス利用者とのサービス利用計画に基づく福祉サービスの提供という利用関係において、対人援助専門職は客観的、科学的なデータに基づく評価と成果、その支援プロセスについて、福祉サービス利用者に対しての説明責任が強く求められています。

こうした中で、知的障害のある人が利用する障害者施設・事業所等において知的障害児・者の支援にあたる職員にも、社会的評価に耐えうる専門性と資質が求められています。

とりわけ、実践現場において中核を担う職員に対しては、次の4点が期待されます。

- ①利用者主体の原則に基づいて支援に関わることのできる人権感覚。
- ②行動障害など特別なニーズを持つ利用者にも適切に支援できる専門的知識と技術。
- ③利用者の多様なニーズに的確に応え、主体的生活を支援するためのケアマネジメントの実践。
- ④①～③の専門性をもとに、知的障害児・者の支援にあたる職員に対して、適切にスーパーバイズできる資質。

日本知的障害者福祉協会では、こうした専門性と資質を有するスペシャリストの養成を目的とし、「知的障害福祉士」資格を設け、その養成を行います。

## —資格の取得方法—

### ①参考図書による自宅学習

#### ●参考図書等（選択式試験問題の出題範囲）

- ・知的障害援助専門員養成通信教育テキスト 2017（全10巻）
  - ①知的障害者福祉総論
  - ②知的障害者援助技術
  - ③事例研究
  - ④自閉症者援助技術
  - ⑤知的障害者の心理
  - ⑥知的障害者の医学
  - ⑦知的障害者の保健衛生・看護
  - ⑧知的障害者の生活支援
  - ⑨障害福祉事業のマネジメント
  - ⑩重複障害者援助技術
- ・はじめて働くあなたへ（日本知的障害者福祉協会）
- ・国民の福祉と介護の動向 2017/2018（厚生統計協会）
- ・社会福祉法、障害者基本法、障害者総合支援法、障害者権利条約、  
障害者虐待防止法等について厚生労働省ホームページより出題

#### ●購入申込み

参考図書の購入は、知的障害福祉士認定講習会受講申込書にてお申込みください。

### ②認定講習会の受講

#### ●実施日 平成29年12月9日(土)・10日(日)

### ③認定試験の受験

#### ●実施日 平成29年12月10日(日)…認定講習会終了後

#### ●出題範囲 参考図書等（選択式問題）ならびに、認定講習会講義内容（記述式問題）

# 第17回 知的障害福祉士認定講習会・認定試験実施要項

## 1. 受講資格

知的障害援助専門員資格取得後、人材育成・研修委員会が定める知的障害施設等ならびに職種(4ページ-実務経験該当施設・事業の種類及び該当職種参照)で2年以上その業務に従事した方(基準日は9月末)。

※治療教育士二級取得後、資格の移行申請により知的障害援助専門員を取得された方は、治療教育士二級取得後からの従事年数を対象とします。

2. 定員 70名(先着順)

3. 実施日 平成29年12月9日(土)・10日(日)

4. 日程

| 平成29年12月9日(土)  |  |
|----------------|--|
| 10:00～10:45    | 受付                                     |
| 10:45～11:00    | オリエンテーション                              |
| 11:00～12:30    | 講義①ケアマネジメントと地域連携<br>小澤 温(筑波大学人間系教授)    |
| 13:15～14:45    | 講義②本人主体と権利擁護<br>菊地 哲也(法律事務所インテグリティ弁護士) |
| 15:00～16:30    | 講義③施策と法制度<br>谷口 泰司(関西福祉大学社会福祉学部教授)     |
| 平成29年12月10日(日) |  |
| 9:20～10:50     | 講義④事業所の運営管理<br>川口 豊(第2茨木学園)            |
| 11:10～12:40    | 選択式試験                                  |
| 13:30～15:00    | 記述式試験                                  |

5. 会場 AP浜松町(東京都港区芝公園2-4-1 芝パークビルB館地下1F)

6. 受講料 15,000円(福祉士認定講習会受講料+福祉士認定試験受験料)  
※昼食は各自ご用意ください。また、会場内での飲食は可能となっております。建物外に飲食店が多数ございますのでご利用ください。

7. 宿泊 ご希望の方は、別紙申込書によりお申込みください。後日、名鉄観光サービス(株)よりご案内いたします。

## 8. 受講申込

①申込みは、「**講習会・試験申込書(P6)**」「**実務経験証明書(P7)**」に必要事項を記入の上、下記宛にお申込みください。お控えとして必ずコピーを残してください。

(過去に受講・受験された方は実務経験証明書の提出は必要ありません)

〒105-0013

東京都港区浜松町 2-7-19 KDX浜松町ビル 6階

公益財団法人 日本知的障害者福祉協会 資格認定審査会

②申込期限 **平成29年10月10日(火)** 但し、定員になり次第締切りとなります。

③申込を受けた方には、受講料納入のご案内をいたします(申込み締切後随時通知)。

## 9. 実務経験該当施設・事業の種類及び該当職種

| 根拠法  | 施設・事業の種類  |  | 職種  |
|--|---|--|---|
| 児童福祉法  | 通所障害児支援   | 児童発達支援事業所<br>福祉型児童発達支援センター<br>医療型児童発達支援センター<br>放課後等デイサービス<br>保育所等訪問支援  | 〈直接対人援助業務を行っている専任の職員〉<br>児童指導員<br>保育士<br>児童発達支援管理責任者<br>相談支援専門員   |
|  | 入所障害児支援   | 福祉型障害児入所施設<br>医療型障害児入所施設   |   |
|  | 相談障害児支援   | 障害児相談支援事業所   |   |
| 発達障害者支援法   | 発達障害者支援センター   |  | 〈直接対人援助業務を行っている専任の職員〉<br>相談支援を担当する職員<br>発達支援を担当する職員<br>就労支援を担当する職員  |
| 障害者総合支援法   | 障害福祉サービス事業  | 居宅介護<br>重度訪問介護<br>同行援護<br>行動援護<br>療養介護<br>生活介護<br>短期入所<br>重度障害者等包括支援<br>施設入所支援<br>自立訓練（機能・生活・宿泊型）<br>就労移行支援<br>就労継続支援（A型・B型）<br>共同生活援助 | 〈直接対人援助業務を行っている専任の職員〉<br>生活支援員<br>就労支援員<br>職業指導員<br>サービス管理責任者<br>サービス提供責任者<br>相談支援専門員                                 |
|  |   | 障害者支援施設  |   |
|  | 支相援談  | 一般相談支援事業（基本相談支援及び地域相談支援）<br>特定相談支援事業（基本相談支援及び計画相談支援）   |   |
|  | 支地援域事生活   | 市町村地域生活支援事業<br>都道府県地域生活支援事業  |   |
| 雇用する促進者の法律に  | 障害者就業・生活支援センター  |  | 〈直接対人援助業務を行っている専任の職員〉<br>主任就業支援担当者<br>就業支援担当者<br>生活支援担当職員   |
| のぞみの園法   | 独立行政法人国立重度知的障害者施設「のぞみの園」  |  | 〈直接対人援助業務を行っている専任の職員〉   |
| 必事さ※要業れ右なにて記実従いに務事ま掲経しづげ驗てがるのい、施対た過設象期去・に間に事なはお業り、いは、ます。講こ既に。貧れに格ら廢にの止 | 知的障害者福祉工場<br>心身障害児総合通園センター<br>児童デイサービス事業<br>重症心身障害児（者）通園事業<br>障害児（者）地域療育等支援事業<br>知的障害者生活支援事業<br>知的障害者援護施設<br>（知的障害者更生施設・知的障害者授産施設・<br>知的障害者小規模通所授産施設・知的障害者通勤寮）<br>児童福祉施設（障害児施設支援）<br>（知的障害児施設・知的障害児通園施設・盲ろうあ児施設・<br>肢体不自由児施設・重症心身障害児施設）<br>相談支援事業<br>共同生活介護 |  | 〈直接対人援助業務を行っている専任の職員〉<br>児童指導員<br>保育士<br>生活支援員<br>指導員<br>ケースワーカー<br>作業指導員<br>職業指導員<br>生活支援ワーカー<br>コーディネーター<br>相談支援専門員 |
|  | 人材育成・研修委員会が個別に認めた施設・事業所   |  | 〈直接対人援助業務を行っている専任の職員〉<br>医師・保健師・看護師・理学療法士・<br>作業療法士・言語聴覚士・精神保健福祉士・<br>社会福祉士・施設長・管理者                                   |

※非常勤職員の場合は、正職員と比べて3/4以上勤務している直接援助業務に携わる者を対象とする。

# 宿泊施設のご案内

宿泊設定日：平成 29 年 12 月 8 日（金）・9 日（土）2 日間

## 1. 東京グランドホテル（会場まで徒歩 5 分程度）

東京都港区芝 2-5-2 TEL: 03-3456-2222

料金 12月8日 ¥12,500円(税サ込み)

12月9日 ¥12,500円(税サ込み)

[シングルルーム 1 泊 朝食付き]

<http://www.tokyogrand.gr.jp/>

※ご希望の宿泊施設が満室となる場合もありますので、お早目にお申込みください。

※参加と合わせてご宿泊をお申込みの方には、名鉄観光サービス(株)より宿泊案内・

宿泊施設案内図・振込案内を送付いたします。

※宿泊を必要としない方は、申込書の記入箇所を空欄にしてください。

※禁煙・喫煙の希望は、ご希望に添えない場合もございます。

(取消料のご案内) 宿泊をお申込み後、お取消しの場合は、下記の料率で取消し料がかかります。

| 取消日 | 8日前以前 | 7～2日前 | 前日  | 当日  | 無連絡・不泊 |
|-----|-------|-------|-----|-----|--------|
| 取消料 | 無料    | 30%   | 40% | 50% | 100%   |

### 【個人情報のお取扱いについて】

名鉄観光サービス株式会社（以下「当社」といいます。）は、「人ととの出会い」とそこから生まれる「コミュニケーション」を大切にし、心豊かな社会の発展に貢献します。』という経営理念を掲げ、基本方針である「ルールの順守」「公正な事業活動」「積極的なコミュニケーション活動」「安全の確保」「人と社会の尊重」を実践しています。

この理念・方針に基づき、お客様をはじめ当社が取り扱う個人情報を保護するために、以下の項目の実施に努めます。

#### 1. 管理体制

当社は、日本工業規格「個人情報保護マネジメントシステム要求事項（JIS Q 15001）」に準拠した個人情報マネジメントシステムを構築し、各部門の業務内容などを考慮した個人情報保護のための管理体制を構築します。

#### 2. 取得、利用、提供

当社は、個人情報マネジメントシステムに従い、個人情報を適正に取得し、目的の範囲内で利用・提供等を行います。なお、利用目的の範囲を超える取り扱いの必要性が生じた場合は、ご本人の同意を得たうえで利用します。

#### 3. 正確性・安全性の確保

当社は、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、合理的な安全対策を講じて、不正なアクセス、紛失、破壊、改ざん、漏洩等の防止に努めます。

#### 4. 関係法令およびその他の規範の順守

当社は、個人情報の保護に関する法令の規定およびその他の規範、ガイドライン等を順守します。

#### 5. 取り扱いに関する苦情および相談、開示

当社は、個人情報の取り扱いに関する苦情および相談、開示などの求めに応じる窓口を「お客様相談室」と定め、開示、訂正、削除、利用停止等の要請および苦情や相談に対して遅滞なく対応します。

#### 6. 繼続的改善

当社は、個人情報マネジメントシステムについて、監査など定期的に点検し、継続的に改善します。

### ●宿泊に関してのお問合せ

名鉄観光サービス株式会社 新霞が関支店 担当：下枝・山辺

〒100-0013

東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビルロビー階

TEL: 03-3595-1121

営業時間：月曜～金曜 9:30～17:30（土日祝祭日はお休み）